

別表第1(第9条関係)

静岡市西ヶ谷総合運動場

1 使用料

(1) 陸上競技場

利用区分		時間区分		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	15歳以上の者		7,640円	10,190円	17,840円	7,640円	17,840円	25,480円	
		15歳未満の者		6,110円	8,150円	14,270円	6,110円	14,270円	20,380円	
	その他の場合			38,220円	50,970円	89,190円	38,220円	89,190円	127,420円	
個人利用	当日券(1人1回につき)	15歳以上の者								100円
		15歳未満の者								50円
	回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1回)	15歳以上の者								1,000円
		15歳未満の者								500円

(2) 屋内プール

利用区分		時間区分		午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日		
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		
プール	専用利用	15歳以上の者	夏期	16,370円	20,470円	33,170円	28,650円	44,200円	59,000円		
			冬期	24,560円	32,750円	51,550円	40,950円	66,350円	88,400円		
		15歳未満の者	夏期	13,330円	16,370円	26,870円	22,570円	35,060円	47,130円		
			冬期	19,520円	26,660円	41,680円	32,750円	53,550円	71,080円		
	個人利用	当日券(1人1回2時間以内につき)	15歳以上の者	夏期							200円
				冬期							300円
			15歳未満の者	夏期							100円
				冬期							150円
		回数券(11枚つづり。1枚の利用時間は、1人1回2時間以内)	15歳以上の者	夏期							2,000円
				冬期							3,000円
			15歳未満の者	夏期							1,000円
				冬期							1,500円
整理券(1人1回1時間以内につき)	15歳以上の者	夏期							100円		
		冬期							150円		
	15歳未満の者	夏期							50円		
		冬期							80円		

会議室	A会議室	収容人員70人	2,200円	2,800円	4,500円	3,400円	5,500円	7,500円
	B会議室	収容人員50人	1,400円	1,800円	2,800円	2,300円	3,600円	4,900円

(3) テニスコート

利用区分	使用料
テニスコート(1面につき1利用区分帯ごと)	1,000円
壁打ちコート(1面につき1利用区分帯ごと)	230円

(4) ターゲットバードゴルフ場

利用区分		使用料
当日券(1人1プレイにつき)	15歳以上の者	300円
	15歳未満の者	150円
回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ)	15歳以上の者	3,000円
	15歳未満の者	1,500円

(5) グラウンドゴルフ場

利用区分		時間区分	午前	午後	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	15歳以上の者	3,050円	4,070円	7,130円
		15歳未満の者	2,030円	3,050円	5,090円
	その他の場合		15,290円	20,380円	35,680円
個人利用	当日券(1人1プレイにつき)	15歳以上の者			200円
		15歳未満の者			100円
	回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ)	15歳以上の者			2,000円
		15歳未満の者			1,000円

(6) 野球場

利用区分		時間区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	15歳以上の者		6,000円	8,000円	14,000円	6,000円	14,000円	20,000円
	15歳未満の者		4,800円	6,400円	11,200円	4,800円	11,200円	16,000円
その他の場合			30,000円	40,000円	70,000円	30,000円	70,000円	100,000円
会議室			1,500円	2,000円	3,500円	1,500円	3,500円	5,000円

(7) クラブハウス

施設名	単位	金額
会議室(収容人員20人)	1時間につき	300円

備考

- 1 「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。
- 2 「夏期」とは、7月1日から8月31日までをいい、「冬期」とは、9月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 3 「1利用区分帯」とは、第5条第1項本文の開場時間を当該開場時間の開始時刻から、テニスコートにあっては2時間まで、壁打ちコートにあっては1時間までごとに区分した時間帯をいう。
- 4 「1プレイ」とは、ターゲットバードゴルフ場にあっては9ホールを、グラウンドゴルフ場にあっては8ホールを2周することをいう。この場合において、1プレイの途中でとりやめたときも、1プレイとみなす。
- 5 中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。
- 6 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、当該使用料の3倍とする。
- 8 専用利用する場合(テニスコート又は壁打ちコートを専用利用する場合を除く。)において、利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときの当該超過又は繰り上げに係る使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき時間区分の1時間相当額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算する。
- 9 第5条第3項の規定により運動場の開場時間が変更された場合において、テニスコート若しくは壁打ちコートの開場時間を延長するとき、又は当該開場時間の短縮に伴って利用区分帯に基づかない利用を行うときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) テニスコート 1利用区分帯に対応する使用料の額の2分の1に相当する額
 - (2) 壁打ちコート 1利用区分帯に対応する使用料の額
- 10 1時間単位で使用料を算定することとなる使用料の場合で、1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。
- 11 陸上競技場の個人利用の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 12 屋内プールの整理券は、1時間以内の利用時間を指定した場合に限り、利用することができる。
- 13 屋内プールの一部のコースを占有して利用する場合の使用料は、専用利用の使用料の8分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、利用しようとするコースの数を乗じて得た額とする。
- 14 屋内プールを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に占有して利用する場合は、当該使用料の2割に相当する額を加算する。
- 15 特殊の電気設備をしたときの電気料は、別に実費を徴収する。
- 16 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 附帯設備(照明施設)使用料

区分	単位		使用料
陸上競技場	全点灯	1時間につき	2,650円
	半点灯	1時間につき	1,320円
テニスコート	1面1時間につき		250円
壁打ちコート	1面1時間につき		130円
野球場	全点灯	1時間につき	4,500円
	3分の2点灯	1時間につき	3,000円
	半点灯	1時間につき	2,500円

備考 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。

3 その他の附帯設備及び器具使用料

(1) 陸上競技場

種類	単位	使用料(1日1回につき)
放送設備	一式	1,520円
コインロッカー	1個	50円
陸上競技用具	一式	4,070円
サッカー競技用具	一式	1,010円
ラグビー競技用具	一式	1,010円
ピストル	1丁	20円
バトン	1本	20円
スターティングブロック	1台	30円
やり	1本	50円
円盤	1個	50円
砲丸	1個	50円
ハンマー	1個	50円
ハードル	1台	30円
走高跳用器具	一式	510円
棒高跳用器具	一式	510円
3000m障害物	一式	510円
距離測定器	1組	200円
ストップウォッチ	1個	50円
巻尺	1個	30円
演台	1台	200円
表彰台	1組	200円
折りたたみいす	1脚	20円
折りたたみ机	1脚	20円
長いす	1脚	30円
テント(大)	1張	200円
テント(小)	1張	100円
ライン引器	1台	50円

(2) 屋内プール

種類	単位	使用料(1日1回につき)
放送設備	一式	2,100円
電光掲示板	一式	2,100円
コンセント	1口	200円
折りたたみいす	1脚	20円
折りたたみ机	1脚	20円
ビート板	1枚	20円
水中バスケット	1組	200円
浮島	1組	200円
コインロッカー	1個	20円

(3) ターゲットバードゴルフ場

種類	単位	使用料(1プレイにつき)
クラブ	1本	100円
スイングマット	1枚	50円
羽球	1個	50円

(4) グラウンドゴルフ場

種類	単位	使用料(1プレイにつき)
スティック	1本	100円
ボール	1個	50円

(5) 野球場

種類	単位	使用料(1日1回につき)
本部席	一式	3,000円

(6) クラブハウス

種類	単位	使用料
放送設備	一式	1日1回につき 1,520円
コインロッカー	1個	1日1回につき 50円
シャワー	1基	1人1回につき 50円

備考

- 1 一式の内訳は、教育委員会が別に定める。
- 2 「1プレイ」とは、ターゲットバードゴルフ場にあつては9ホールを、グラウンドゴルフ場にあつては8ホールを2周することをいう。この場合において、1プレイの途中でとりやめたときも、1プレイとみなす。
- 3 この表に掲げるもの以外の附帯設備及び器具の使用料の額は、類似する附帯設備及び器具の使用料の額に準じて算定した額とする。